

外国人技能実習生農業研修会実施規則

平成23年1月25日制定

（目的）

第1条 日本農業法人協会（以下、本協会という。）が、外国人技能実習生農業研修会（以下、研修会という。）の実施にあたり必要な事項を定め、研修会の適正かつ円滑な実施を図るためことを目的として制定する。

（研修会の種類並びに内容）

第2条 研修会の種類とそれぞれの対象者については、次の通りとする。

- ①初級：入国後10ヶ月以上1年未満の者を対象に、技能実習1年目に修得すべき農業の基礎知識・基本用語について研修し、農業技能評価試験初級合格程度の知識の修得を目指す。
- ②中級：入国後1年10ヶ月以降の者を対象に、技能実習2年目に修得すべき農業の高度な知識・用語について研修し、農業技能評価試験中級合格程度の知識の修得を目指す。
- ③専門級：入国後2年目以降の者を対象に、農業の専門知識・専門用語について研修し、農業技能評価試験専門級合格程度の知識の修得を目指す。

2 作目は、「施設園芸（きのこを含む。）」「畑作・野菜」「養豚」「養鶏」「酪農」とする。

（研修の方法と研修時間）

第3条 講義形式（座学）で実施する。必要に応じて圃場等において、実技の研修を行う。研修時間はそれぞれ次の通りとする。

- ①初級：概ね2時間
 - ②中級・専門級：概ね3時間
- ただし、各級とも受講人数等により変動する場合がある。

（研修会の開催方法）

第4条 研修会については、合同研修会と個別研修会に分け開催する。

2 合同研修会とは、本協会が指定する日時・会場において開催する研修会をいう。本協会は、本協会HPもしくはFAX等により、原則として開催日の1ヶ月以上前に開催情報を公開する。研修会の受講を希望する者は任意の会場を選択し参加を申し込むものとする。

3 個別研修会とは、監理団体が希望する日時・会場において開催する研修会をいう。監理団体は、原則として希望する開催日の1ヶ月以上前に本協会に申し込むものとする。なお、最終的な開催日時は、

監理団体と本協会が調整の上決定することとする。

（研修会の研修費）

第5条 研修費は、別表のとおりとする。

2 研修費は、本協会が指定する期日までに振込み送金により支払う。振込みにあたっては、監理団体が受講者の研修費をとりまとめ、一括して振込むことを原則とする。

3 振込手数料については、振込む研修費から差引いてかまわない。

（申し込み）

第6条 研修会の受講を希望する場合は、監理団体が希望者を取りまとめ一括して別紙1の「外国人技能実習生農業研修会申込書」により、本協会あてに申し込むものとする。

2 申し込みがあった場合、本協会は、特段の理由がない限り講師を派遣し、研修会を実施する。

（開催にかかる経費）

第7条 研修会に係る会場費については、合同研修については本協会で負担し、個別研修については特段の事情が無い限り本協会では負担しない。また、講師派遣に係る交通費は合同研修であるか、個別研修であるかに関係なく本協会で負担する。

2 研修に係る通訳の手配は、個別研修であるか、合同研修であるかに関係なく、監理団体が行うものとし、その費用は監理団体で負担するものとする。

（研修会の延期と中止）

第8条 次の項目に該当する場合、本協会または講師の判断により研修会を中止または延期する。

①監理団体から申し出があった場合。

②天災等のやむを得ない事情により、講師の移動が困難な場合。

③連絡が無く研修開始時間から1時間以上遅刻した場合。

④技能実習生の態度等が不真面目で研修会の進行に著しい支障をきたす場合。

（研修費の返還とキャンセル料）

第9条 研修会が中止となった場合の研修費の取り扱いは次のとおりとする。

①監理団体から開催日の2営業日以上前に中止の申し出があった場合、研修費から返還に要する振込手数料と、中止の申し出があった時点ですでに発生していた費用（会場費等）を差引いた金額を返還する。

- ② 監理団体から開催日当日または1営業日前に中止の申し出があった場合、研修費はキャンセル料として取り扱い、返還はしない。
 - ③ 監理団体から開催日の2営業日以上前に延期の申し出があった場合、延期に係る費用は請求しない。
 - ④ 監理団体から開催日当日または1営業日前に延期の申し出があった場合、本協会から監理団体へ別途必要経費を請求する場合がある。
 - ⑤ 第8条の②に該当する場合で、延期として別の日に開催した場合は、延期に係る費用等は請求しない。中止とした場合は、研修費から返還に要する振込手数料を差引いた金額を返還する。
 - ⑥ 第8条の③並びに④に該当する場合、研修費は返還しない。
- 2 キャンセル料は、キャンセルした人数の多寡に係らずその研修費の合計の全額とする。なお、監理団体もしくは受講者の重大な過失により本協会に著しい損害が生じた場合、その損害に応じた額を別途請求する場合がある。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項については、専務理事が定める。

以上

別表 研修費について

別表 1 初級

	個別研修（※1）	合同研修
受講者 1 名当たり	20,000 円	12,000 円
本協会の会員企業（※2）で従事する受講者 1 名当たり（※3）	10,000 円	

※1 1 回の開催で一監理団体当たりの受講者の合計が 20 人を超える場合、受講者 1 名当たりの研修費を 12,000 円とする。ただし、他団体の技能実習生の受講も可とすること。

※2 本協会の会員企業には、本協会の個人会員を含む。

※3 受講者 1 名当たり 10,000 円を適用させるのは、1 年間に 3 名を上限とし、それを超える人数については、個別研修または合同研修の別に応じてそれぞれの金額を徴する。

別表 2 中級・専門級

	個別研修	合同研修
中級受講者 1 名当たり	15,000 円	
専門級受講者 1 名当たり	20,000 円	